**合意された手続実施結果報告書**

（西暦）●●●●年●●月●●日

特定非営利活動法人　○○○○

代表理事　○○○○　様

○○○○公認会計士事務所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公認会計士 |  | ○ ○ ○ ○ 印 |

　私は、特定非営利活動法人○○○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、合意された手続業務を実施した。

　本業務は、法人が作成した●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までの○○事業に関する収支報告書等、すなわち、収支計算書、予算執行状況、証憑一覧、固定資産明細及び適用換算レート表の表示の妥当性を、法人及び特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下「その他の実施結果の利用者」という。）が評価することに資する目的で実施された。

**業務依頼者の責任**

法人の責任は、合意された手続の十分性及び適切性を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導くことにある。なお、これらの責任に加えて、法人の責任には、合意された手続業務の対象とする情報等を業務実施者に提供することが含まれる。

**その他の実施結果の利用者の責任**

その他の実施結果の利用者の責任は、合意された手続の十分性及び適切性を判断し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導くことにある。

**業務実施者の責任**

私の責任は、業務依頼者が手続の実施を依頼した目的及びその他の実施結果の利用者が手続実施結果を利用する目的に則して合意された手続を実施し、その実施結果を報告することにある。

私は、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して手続を実施した。

**職業倫理及び品質管理**

　私は、日本公認会計士協会が公表した倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。また、私は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して業務を実施した。

**合意された手続**

私は、法人との間で合意された別紙の手続を実施した。

**合意された手続の実施結果**

　別紙の手続を実施した結果は、別紙のとおりである。

**合意された手続業務の特質**

別紙の手続は、財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は、●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までの○○事業に関する収支報告書等について手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

私が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠して財務諸表の監査若しくはレビューを実施した場合、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。また、本報告書は●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までの○○事業に関する収支報告書等のみを対象とするものであり、法人の全体としてのいかなる財務諸表にも言及するものではない。

**配布及び利用制限**

　本報告書は、法人及びその他の実施結果の利用者が●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までの○○事業に関する収支報告書等の表示の妥当性を評価するために作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配布及び利用されるべきものではない。

以　上

別紙

合意された手続及び合意された手続の実施結果は、以下のとおりである。

なお、以下においてその他の実施結果の利用者が定める事業実施・助成ガイドライン細則11「会計にかかる措置」は「会計にかかる措置」と、事業実施・助成ガイドライン細則11「会計にかかる措置」要領5「会計細則」は「会計細則」とそれぞれ記載する。

1. 収支一覧に関する手続
2. 収支一覧のプログラム名、事業名及び団体名は、支援実施契約書の記載と一致しているか、収支一覧と支援実施契約書との照合により確かめた。

結果、収支一覧のプログラム名、事業名及び団体名は、支援実施契約書の記載と一致した。

1. 収支一覧の実施期間は、変更申請承認後の最終のものと一致しているか、収支一覧と変更申請後、最終の実施期間との照合により確かめた。

結果、収支一覧の実施期間は、変更申請承認後の最終のものと一致した。

　(3)----------------------------------------------------------

 (一部略)

1. 予算執行状況に関する手続

(一部略)

1. 証憑一覧に関する手続

(一部略)

1. 固定資産明細に関する手続

(一部略)

1. 適用換算レート表に関する手続

(一部略)

1. 一般管理費等に関する手続

(一部略)

以　上